

下水道法第16条に係る工事施工承認申請時に 受益者申告書の提出をお願いします！

浜松市上下水道部 お客さまサービス課 受益者負担金グループ
電話：053-415-8240

公共下水道事業計画区域内で、公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事を行う場合は、下水道法第16条に係る承認申請及び「受益者申告書兼受益者負担金減免申請書(以下、「受益者申告書」という。)」の提出が必要です。

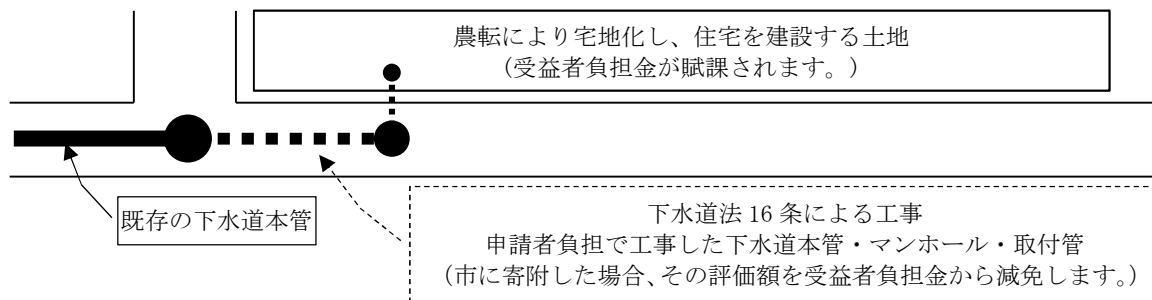
【土地所有者等の負担】

- (1) 工事費用は全て申請者の負担となります。
- (2) その工事により、新たに公共下水道受益地となる土地には、受益者負担金が賦課されます。

【受益者負担金の減額等の措置】

- (1) 下水道施設の寄附を行った場合、資産価値相当分が受益者負担金の減免の対象となります。
- (2) 下水道施設の寄附の手続が遅れる場合、資産価値が減価償却され受益者負担金の減免額が少なくなります。
- (3) 下水道施設の寄附を行わない場合、減免申請なしとして負担金を決定し請求します。
* 特段の理由があると認められる場合、受益者負担金の徴収猶予(請求時期の延期)制度があります。

一般的な例

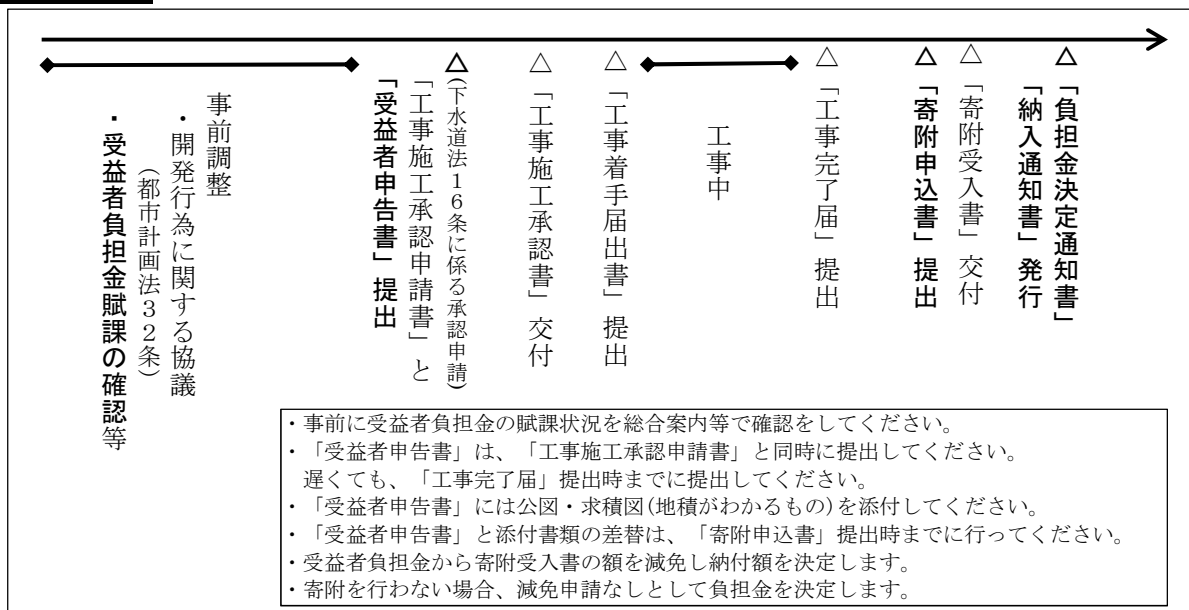


受益者負担金の減免

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{受益者負担金} \\ \hline \text{納付額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{受益者負担金} \\ \hline \text{地積(m}^2\text{)} \times \text{単位負担金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{減免額} \\ \hline \text{寄附された土地、物件等の評価額} \\ \hline \text{に相当する額(減価償却後)} \\ \hline \end{array}$$

減免額が受益者負担金の額以上の場合、納付額は0円となります。

手続きの流れ



～ 法的根拠 ～

下水道法(抄)

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第 16 条 公共下水道管理者以外の者は、前 2 条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。(略)

浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例(抄)

(受益者)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権・質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者・質権者・使用借主又は賃借人をいう。

(略)

(負担金の減免)

第 13 条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号の一に該当する受益者については、負担金を減免することができる。

(略)

(5) 事業のため土地・物件等を提供した受益者

浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(抄)

(受益者の申告)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する受益者(以下「受益者」という。)は、水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定める日までに受益者申告書(第 1 号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申告書は、受益者が条例第 2 条第 1 項ただし書に規定する地上権者・質権者・使用借主又は賃借人である場合は、土地の所有者と連署しなければならない。

3 第 1 項の申告書は、所有している土地が共有地であるときは、共有している者のうちから代表者を定めて、その代表者が申告しなければならない。

(不申告等の認定)

第 3 条 管理者は、前条第 1 項の規定による申告書の提出がない場合又はその提出された申告書の内容が事実と異なると認められるときは、申告によらないで認定することができる。

(略)

(負担金の減免)

第 9 条 条例第 13 条第 2 項に規定する減免を受けようとする者は、受益者負担金減免申請書(第 7 号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、別表に定める受益者負担金減免基準に基づきこれを審査し、その結果を受益者負担金減免決定通知書(第 8 号様式)により申請者に通知するものとする。

別表(第 9 条関係)

受益者負担金減免基準

受益者区分	減免の対象となる土地	減免率等
条例第 13 条第 2 項第 5 号に規定する受益者	受益者が下水道事業のために土地、物件等を提供した場合の当該受益者に係る土地	提供された土地、物件等の評価額に相当する額